

議員提出議案第24号

子どもを安心して産み育てられる社会を創るよう求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年 6 月27日

提出者

6 番	筒 井 孝 尚	7 番	秋 家 聡 明
1 6 番	安 西 俊 一	2 1 番	清 水 忠
2 3 番	佐藤 ゆうだい	2 4 番	米 山 真 吾
2 9 番	上 村 やす子	3 0 番	向 江 すみえ
3 1 番	三小田 准 一	3 2 番	中 村 しんご
3 4 番	牛 山 正	3 5 番	荒 井 彰 一
3 7 番	倉 沢 よう次		

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

子どもを安心して産み育てられる社会を創るよう求める意見書

結婚や出産を機に会社を退職する女性は、育児休業制度の創設当時に比べれば少なくなりましたが、依然多くの女性が、特に出産を機に会社を退職している。

この理由として最も多いのは、「家事・育児に専念するため」であり、全体の4割近くもいる。次いで多いのが、実際に育児をしながら仕事を続けたのだが、両立させるのが難しかったという理由である。このように、女性の産休や育児休業の取得率自体は高いにも関わらず、復職後の退職が多い理由は、育児と仕事の両立の難しさであると言える。

現在、育児・介護休業法第5条により、育児休業は出産日の翌日から子どもが満1歳になるまで一度だけ休業を申請することができ、「パパ・ママ育休プラス」の導入により、夫婦共に取得する場合に限り、1歳2か月まで育児休業を取得できるようになった。さらに、保育所への入所を希望しているのに入所できない場合などは、1歳6か月まで期間を延長することができる。

また、育児・介護休業法第23条で、育児のための勤務時間などに関する規定があり、事業主は、子どもが3歳になるまでは、労働者が申請する場合、勤務時間の短縮、所定外労働の免除などが義務となり、これができない場合はフレックスタイム制度、時差出勤制度、

託児所の設置などの措置をとる義務が生じるが、根本的な解決には至っていない。こうした状況下で、方策の一つとして考えられるのは、子育てに専念できる環境を整備することである。

よって、本区議会は政府に対し、子どもを安心して産み育てられる社会を創るために、中小企業で働く人でも、育児休業の利用を十分に活用できるように、国による支援体制を構築することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。